第明治三十五種郵便物認可

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年12月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ミサワホーム東京株式会社　下村　秀樹　東京都杉並区高井戸東２－４－５　国土交通大臣許可（般・特－22）第4950号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年12月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アイズ　中村　浩司　東京都世田谷区新町３－23－２　国土交通大臣許可（般－23）第21902号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、内装仕上工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月21日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年12月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社木村技研　木村　朝映　東京都世田谷区上用賀４－９－19　国土交通大臣許可（般－23）第10953号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（とび・土工工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成27年12月10日
関東地方整備局長　石川　雄一
1　処分をした年月日　平成27年11月10日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　明協電機株式会社　藤山　　勝　東京都港区芝大門２－５－８　国土交通大臣許可（般・特－24）第11471号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月19日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第１２７号
福島県郡山市大槻町字中反田８番地の１
債務者　寺地　秀己
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　裕也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月26日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１９０号
大阪府泉大津市千原町２丁目14番36号
債務者　イーグルこと　藤井　公人
1　決定年月日時　平成27年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　　元
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第４８６号
兵庫県西宮市北六甲台４丁目１番11号
債務者　長井日出雄
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４４号
長崎県長崎市本尾町１番28―604号、旧住所長崎県長崎市扇町22番９号　近藤アパート１Ｆ
債務者　中村　幸照
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青野　　悠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９７２号
横浜市緑区十日市場町874番地12　グループホームおらんち、旧住所横浜市緑区東本郷２丁目５番６号　飯田ハイツ１号棟203号
債務者　馬場　吉治
成年後見人　坂本　智哉
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　　信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９７号
兵庫県西宮市津門呉羽町１番30―203号、前住所兵庫県西宮市若山町９番32号
債務者　平野　昌史
1　決定年月日時　平成27年11月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中谷　文恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月19日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第９２号
山口県周南市扇町２番Ａ―303号
債務者　岩武　泰子
1　決定年月日時　平成27年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　政之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年２月５日まで
山口地方裁判所周南支部